「甲賀市スポーツ・学校施設使用自主活動団体」登録及び使用料に関する要項 甲賀市スポーツ・学校施設

1. 目的

この要項は、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、スポーツを通して健康で心豊かな生活を送ることができる活気あふれるまちづくりに資するための活動を行っている団体及びグループ(以下「自主活動団体」という。)を育成・支援することを目的とする。

2. 団体の登録資格

自主活動団体の登録資格は次の各号を充たすものとする。

- ①生涯スポーツ、レクリエーションに深い理解と熱意のある活動を行う団体
- ②甲賀市民または甲賀市に通勤・通学する会員が過半数かつ10名以上で構成された団体
- ③月1回以上のスポーツ、レクリエーション活動を行う団体
- ④行政機関等が行う研修会(例えば、環境、健康、福祉、人権などの研修会など) 及び事業等に積極的に参加するよう努める団体
- ⑤スポーツ・学校施設の清掃活動等の要請があった場合に協力する団体
- ⑥本拠地が市内にある(主に市内で活動している)団体
- ⑦団体の代表者が成人である団体

3. 団体の登録

- (1)自主活動団体の登録をしようとするときは、甲賀市スポーツ・学校施設使用 自主活動団体登録及び使用料減免申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を 添付し、甲賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければなら ない。
 - ①会員名簿(様式第2号) 様式第2号の必要事項が記入された名簿であればコピーでもよい。
 - ②会則または規約(別紙の形式内容が記載されたもの)
 - ③その他教育委員会が必要と認める書類等
- (2)教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、適当と認めたときは、登録の許可(以下「登録団体」という。)を行うものとする。
- (3)登録期間は、登録の日の属する会計年度末までとする。

4. 登録の取り消し

教育委員会は、登録団体が次の各号の一に該当するとき登録を取り消すことができる。

- ①甲賀市スポーツ・学校施設使用自主活動団体登録及び使用料減免申請書の内容 に偽りがあったとき
- ②自らの営利のための事業を行ったり、他の営利事業に団体の名称を利用させるような行為をしたとき

- ③特定の政党を支持し、または、これに反対するための政治活動をしたとき
- ④特定の宗教のための宗教活動をしたとき
- ⑤登録団体から取り消しの申し出があったとき
- ⑥社会的信用を失墜するほか、本要項の趣旨に反する活動をしたとき
- ⑦安易な(※)キャンセルを繰り返したとき
 - ※「安易な」とは同じスポーツ・学校施設を自己都合によりキャンセルを行った 日が3か月連続してあった場合のことを指す
- ⑧その他、教育委員会が登録団体として不適当と認めたとき

5. 登録内容の変更

登録申請後登録内容に変更が生じたときは、甲賀市スポーツ・学校施設使用自主活動団体登録内容変更報告書(様式第3号)を速やかに提出しなければならない。

6. 登録団体の紹介

- (1) 市民、行政機関等の求めに応じ、登録団体に関する情報を提供することができる。
- (2)登録団体との交渉は、原則として登録団体の紹介を求めた市民、行政機関等が行うものとする。

7. 登録団体の使用料減免措置

使用料の減免を希望する登録団体は、甲賀市スポーツ・学校施設使用自主活動団体 登録及び使用料減免申請書を教育委員会に提出して、承認を受けなければならない。

8. 甲賀市スポーツ・学校施設使用料の納入

使用料の納入は、原則として使用申請時(執務時間内)に、現金により納入しなければならない。

9. 指導及び助言

教育委員会は、この要項の適正な実施を確保するため必要と認めたとき、登録団体 に対して指導及び助言を行うことができる。

10. 登録の申請

- (1)申請提出書類
 - ①登録及び使用料減免申請書
 - ②会員名簿
 - ③会則または規約
- (2) 提出先 使用する甲賀市の各スポーツ施設
 - この要項は、平成23年4月1日から施行する。
 - この要項は、令和 3年4月1日から施行する。